

# 埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱運用方針

この運用方針は、埼玉県環境みらい資金融資貸付要綱（以下「要綱」という。）の運用上における基本的事項について定めるものである。

## 1 貸付対象者について（要綱第3条関係）

### （1）民間事業者

埼玉県内で事業活動を営んでいる法人及び個人事業主をいう。ただし、会社にあつては埼玉県中小企業振興基本条例（平成14年12月24日条例98号）第2条に規定する中小企業者に限る。

### （2）県内で1年以上継続して同一事業を営んでいる者

ただし、要綱第4条第1項第2号の公害防止対策に要する経費の場合を除く。また、県外から移転し申込日において県内のみに事業所を有している場合については、県外での実績を含め1年以上継続して同一事業を営んでいるものとし、個人から法人に組織変更し継続して同一事業を営んでいる者については、その期間を通算して判定するものとする。

## 2 貸付対象経費について（要綱第4条関係）

### （1）貸付対象経費の範囲

#### ア 温室効果ガス排出量の削減対策に要する経費

次の（ア）から（オ）の区分ごとに定める経費を貸付対象とする。ただし、各区分に該当する経費であっても、特定の限られた者のみが便益を享受するような整備費用や貸付対象設備と事業活動が直接的に結びつかない整備費用は貸付対象外経費とする。

#### （ア）再生可能エネルギーの利用に必要な設備の整備に要する経費

- ・発電設備、熱源設備、熱利用設備、採光設備、貯蔵設備等に要する経費
- ・ここにいう「再生可能エネルギー」とは、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第4項各号に規定するエネルギー源とする。
- ・自家用発電設備を設置する者が、当該自家用発電設備を用いて発電した電気を一般電気事業者が維持し、及び運用する送配電ネットワークを介して、当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、当該一般電気事業者が提供する送電サービス（いわゆる自己託送）等を利用した設備の整備は対象外とする。

#### （イ）高効率省エネルギー設備の整備に要する経費として、次のいずれかの基準を満たすもの。ただし、当該設備を新設又は増設する場合は、エネルギー消費原単位等が改善されるものとする。

- ・エネルギーの合理化、省エネルギー及び低炭素機器導入のための国及び県などの補助金で採択又は採択基準を満たす設備の整備に要する経費
- ・目標設定型排出量取引制度における県内中小クレジットの認定基準に適合する設備の整備に要

する経費

- ・県が実施する省エネルギー診断に基づき高効率が認められた設備の整備に要する経費
- ・認定を受けた、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第17条に規定する経営力向上計画、または生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）第40条に規定する先端設備等導入計画において、省エネルギー対策を通じて経営の強化に資する設備として記載しているものの整備に要する経費
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第6章に規定するトップランナー制度の基準を満たす設備の整備に要する経費
- ・エネルギー分野に精通している中小企業診断士、技術士及び税理士等の専門家や金融機関と連携して、エネルギー使用量の削減を通じた経営力の向上を目的として策定する環境配慮型経営力向上計画（別紙様式）に記載した設備の整備に要する経費

(ウ) E S C O事業に関するパフォーマンス契約に基づく貸付対象の事業所への省エネルギー設備の整備に要する経費で次に掲げるもの

- ・ギャランティード・セイビングス契約に基づき中小企業者等が実施する設備改修経費
- ・シェアード・セイビングス契約に基づきE S C O事業者が実施する設備改修経費

(エ) 低公害車用燃料供給施設の整備に要する経費で次に掲げるもの

- ・電気自動車用充電設備は、急速充電設備
- ・天然ガス自動車用充電設備は、他補助金の交付決定設備
- ・燃料電池自動車用充電設備

(オ) 省CO<sub>2</sub>と災害時のレジリエンスの両立を図る設備の整備に要する経費で次に掲げるもの

- ・再生可能エネルギー利用設備と組み合わせた定置型蓄電池設備に要する経費
- ・埼玉県自動車地球温暖化対策計画を提出する事業者が行う電気自動車への更新に要する経費及び併せて導入する充放電設備（外部給電機等を含む）の整備に要する経費（ただし、電気自動車については、事業用の用途以外にも使用するもの、過剰なものを除く）  
電気自動車とは、内燃機関を併用しない検査済み自動車（道路運送車両法第60条第1項の規定による自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車）をいう。

イ 公害防止対策等に要する経費

(ア) 公害防止施設等の整備に要する経費で次に掲げるもの

a ばい煙の排出を抑制するための施設

当該工場では有効な対策が講じられない場合であり、かつ現地で建替え又は改築する場合を含む。以下b～iについても同様である。

b 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に規定する有害大気汚染物質及び特定物質の排出を抑制するための施設

c 埼玉県生活環境保全条例（平成13年7月17日条例第57号）に規定する炭化水素類の排出を抑制するための施設

d 粉じんを防止するための施設

- e 騒音を防止するための施設
- f 悪臭を防止するための施設
- g 汚水を処理するための施設
- h 汚染土壌及び汚染地下水を処理するための経費（調査費を含む）
- i 振動を防止するための施設
- j 地盤沈下の防止対策として、上水道又は工業用水道へ転換するための施設（給水者に支払う負担金、分担金等の間接的な経費については対象外とする。）及び工業用水使用合理化設備で知事の必要と認めるもの
- k 前各号の施設を設置するため、敷地の拡充に必要な土地の取得、造成及び建物の解体、整備、その他の当該施設の付属施設の整備に要する費用で、公害防止上適当と認められるもの

(イ) アスベスト含有建材の工事等に要する経費

アスベスト含有建材の工事等に要する経費については、工場及び事業所でアスベストが吹き付けられた天井、壁等の改修、除去工事やその他アスベスト含有建材等に関する工事を行う際に、アスベスト粉じんの飛散を防止するために要する経費で次に掲げるもの及びアスベストの除去等を行う事業者がアスベスト粉じんの飛散防止のために使用する機器とする。

- a 適切な処理方法を選択するために必要な事前調査費
- b カバーリング処理、封じ込め処理等による改修工事に要する経費
- c 除去工事に要する経費（建築物本体の除去を行う場合には、除去後の新築工事に要する経費は除く。）
- d 産業廃棄物として処理するために要する経費
- e 工事施工前及び施工後に行う周辺環境測定に要する経費
- f その他必要と認める経費

(ウ) 事業系廃棄物処理施設の整備に要する経費

ここにいう「事業系廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第4項にいう廃棄物（産業廃棄物）及び同法同条第2項のうち、事業活動に伴って生じた廃棄物（事業系一般廃棄物）をいう。ただし、産業廃棄物処理を業とする者の場合は、産業廃棄物の中間処理施設の整備に要する経費で次に掲げるもの

- a 汚泥の脱水施設、乾燥施設、焼却施設、発酵施設等
- b 廃油の油水分離施設、焼却施設等
- c 廃酸又は廃アルカリの中和施設等
- d 廃プラスチック類の破碎施設、焼却施設等
- e 紙くずの圧縮施設、焼却施設等
- f 木くずの焼却施設、破碎施設、焼成施設等
- g 動植物性残滓の発酵施設、焼却施設等
- h ゴムくずの焼却施設、破碎施設等
- i 金属くずの切断施設等

- j ガラスくず及び陶磁器くずの破碎施設等
  - k 建設廃材の破碎施設等
  - l 特に知事が認めた施設
- (エ) フロン等の代替装置及び回収・破壊装置の購入に要する経費で次に掲げるもの
- ここにいう「フロン等」とは、特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和63年法律第53号）第2条第1項及び第2項に規定する物質をいう。
- a フロン等を使用しない洗浄装置
  - b フロン等を冷媒として使用しない、吸収式の冷凍空気調和機器
  - c フロン等が封入された機器からこれを回収するための機器・設備  
ただし、回収したフロン等を開放式の装置等に使用する目的で設置する場合は除く。
  - d フロン等を破壊するための機器・設備
  - e フロン等の使用装置を開放式から閉鎖式に改造するための経費
- (オ) 再生資源利用促進に必要な施設の整備に要する経費で、次に掲げるもの
- a 次の(a)から(c)に掲げる原材料、製品及び副産物を資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号 改正平成12年法律第113号）（以下「改正リサイクル法」という。）第2条第4項及び第5項に規定する「再生資源」及び「再生部品」にする場合及びその前処理をするために必要な設備
    - (a) 改正リサイクル法施行令第1条及び第2条の別表第1から第2にあつては同表中第1欄に掲げる原材料
    - (b) 同施行令第3条から第6条の別表第3から第6にあつては同表中の製品
    - (c) 同施行令第7条の別表第7にあつては同表中の副産物
  - b 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）第2条第2項で定める「特定容器」及び第3項で定める「特定包装」が第4項で定める「容器包装廃棄物」となったものを第8項で定める「再商品化」する場合及びその前処理をするために必要な設備
  - c 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項に定める「特定家庭用機器」を第1項で定める「再商品化」する場合及びその前処理をするために必要な設備
  - d 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）第2条第2項に定める「食品廃棄物等」を同条第4項で定める「食品関連事業者」が同条第3項に定める「食品循環資源」として同条第5項で定める「再生利用」及び同条第7項で定める「減量」をする場合及びその前処理をするために必要な設備
  - e 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第5項に定める「特定建設資材」が同条第2項に定める「建設資材廃棄物」となったものを同条第4項で定める「再資源化」する場合及びその前処理をするために必要な設備
  - f その他知事が必要と認める再資源化するために必要な設備
- (カ) 産業廃棄物の適正処理に要する経費で次に掲げるもの

- a 排出事業者が生産活動から排出する産業廃棄物の処理経費
- b 収集運搬積替え保管業者が保管する産業廃棄物の処理経費
- c 中間処分業者が排出する焼却灰、金属くず、廃プラスチック等の産業廃棄物の処理経費

(2) 貸付対象経費の決定に当たって留意すべき事項

貸付対象経費の決定に当たっては、次の事項に留意することとする。

- ア 公害防止対策等に要する経費で貸借工場等の場合、公害発生者以外の者が、公害発生者のために公害防止施設を整備する場合の経費については対象外とする。
- イ 温室効果ガス排出量の削減対策に要する経費で、次の経費は対象外とする。
  - (ア) 運用対策に要する経費
  - (イ) 機器を構成する一部分の交換や備品等に要する経費
  - (ウ) 住宅用途に要する経費
- ウ 貸付対象経費のうち次の経費は対象外とする。
  - (ア) 土地（一部の経費を除く）
  - (イ) 住宅
  - (ウ) 乗用車（ただし前項ア（オ）における電気自動車を除く。）
  - (エ) 設置するに当たり必要な許可等を受けていない設備
  - (オ) 公害の発生するおそれのある設備
  - (カ) 埼玉県以外に設置する設備（一部の経費を除く）
  - (キ) 申込時において支払済みの設備（手形・小切手の振出などを含む）
  - (ク) 申込時において設置済みの設備
  - (ケ) 中古の設備

3 借入申込みについて（要綱第11条関係）

- (1) 借入申込書の受付は、事業所の所在する市町村の商工会議所若しくは商工会（以下「受付機関」という。）又は県温暖化対策課で行うものとする。
- (2) 借入申込書の受付を行った受付機関は、遅滞なく関係書類を県温暖化対策課へ進達するものとする。
- (3) 借入申込み以前に、対象設備を設置済又は対象設備にかかる施工業者への支払済である者からの申込みは、受け付けないものとする。
- (4) 借入申込みに必要な提出書類は別表のとおりとする。

4 貸付けの審査について（要綱第11条関係）

- (1) 知事は、環境みらい資金の貸付けの認定に当たり、次に掲げる事項についてその内容を審査しなければならない。
  - (ア) 貸付対象者の適否
  - (イ) 環境に配慮した施設についての適否

(ウ) 貸付金額の査定

(エ) その他必要な事項

(2) 前項の審査については、必要に応じ関係課の意見を求めるものとする。

## 別表

### 1 各貸付対象経費で共通に必要な書類

提出部数	法人	個人
1部	借入申込書(様式第1号)	
	登記事項証明書	営業届出済証明書等
	前期分の決算書の写し(決算内訳書全頁含む)	前期分の確定申告書・決算書の写し
	埼玉県税務所が発行する、法人県民税及び法人事業税を滞納していないことを証する納税証明書	市町村等が発行する個人県民税及び埼玉県税務所等が発行する法人事業税(法定対象業種以外の業種を営む場合は、市町村が発行する県民税及び市町村民税)を滞納していないことを証する納税証明書
	事業実施に必要な行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し	
	見積書(社判(印鑑)のあるもの)の写し	
	既存設備・設置予定箇所等の写真	
	図面(配置図(対象設備の設置場所が分かるもの)など)	
	対象設備のカタログ	
	対象設備の行政機関からの許可書・届出の受理書等の写し	

※ 登記事項証明書(営業届出済証明書等)及び納税証明書は発行後3ヶ月以内のものとする。

※ 工事見積書は発行後3ヶ月以内かつ有効期間内のものとする。

### 2 対象経費ごとに必要な書類

#### (1) 要綱第4条第1項第1号に掲げる経費の場合

提出部数 1部	温室効果ガス削減量の削減効果等予測計算書
	環境配慮型経営力向上計画書 (ESCO事業を通じて行う省エネルギー設備の整備に要する経費の場合) パフォーマンス契約書の写し、契約締結者のうち貸付対象者以外の者の登記事項証明書(営業届出済証明書等)、納税証明書及び決算書の写し
	(自動車地球温暖化対策計画を提出している事業所が行う電気自動車更新の場合) 購入車両に係る見積書、処分車両の自動車検査証 ・次の書類は融資後速やかに提出:購入車両の自動車検査証、処分済み車両に係る廃車・譲渡等の手続完了を証明する書類(譲渡証明書は譲渡人の印があるもの、自動車リサイクル法に基づく使用済自動車引取証明書は引取業者の押印があるものに限る)。

※ 環境配慮型経営力向上計画書は、エネルギー分野に精通した専門家及び金融機関との連携によりエネルギー使用量の削減を通じた経営力の向上を目標とする場合に限る

※ 登記事項証明書（営業届出済証明書等）及び納税証明書は発行後3ヶ月以内のもの

(2) 要綱第4条第1項第2号に掲げる経費の場合

提出部数	(書面での勧告、指導等があった場合) 行政機関からの勧告書、指導書等の写し
1部	(産業廃棄物の適正処理経費の場合) 委託契約書の写し、委託業者の経歴書(受注実績を含む)、実施計画書又は処理計画書

(3) その他審査に必要な書類

附 則

この運用方針は、昭和51年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和52年6月6日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和53年1月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和54年1月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和55年6月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和56年5月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和56年5月11日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和57年1月18日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和59年1月4日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和59年7月20日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和60年5月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和61年2月24日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成2年6月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成2年10月29日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成4年3月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成4年5月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成4年11月16日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成5年3月23日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成5年7月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成5年7月12日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成5年9月13日から適用する。

附 則



この運用方針は、平成5年12月20日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成6年4月28日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成6年10月11日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成7年2月27日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成7年4月24日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成7年6月27日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成7年12月25日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成8年5月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成8年10月28日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成11年2月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この運用方針は、令和4年4月1日から適用する。